

公取近畿だより



令和4年4月号(第145号)

今月のトピックス

近畿
担当

株式会社EE21に対する景品表示法に基づく措置命令について(令和4年3月24日)

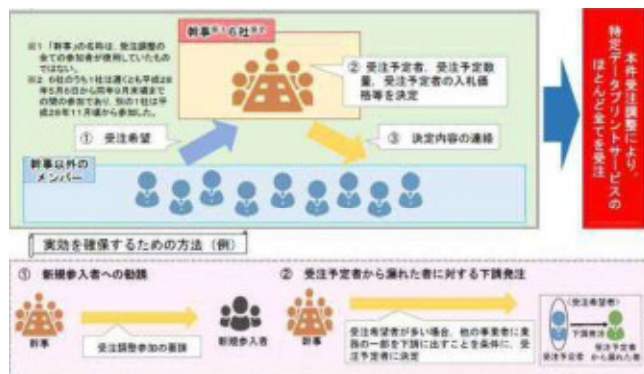


介護資格を取得するための講座などを運営する(株)EE21(大阪市)が、一部研修の受講料で、期間限定のキャンペーン価格に見せていた料金が、実際には通常料金を安く見せるための見せかけだったとして、消費者庁は措置命令を行いました。公正取引委員会近畿中国四国事務所が調査を行いました。

詳しくはこちら↓

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220324_honbun.html

日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令等について(令和4年3月3日)



公正取引委員会は、日本年金機構が発注するねんきん定期便のデータプリントサービスの入札等の参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。また、日本年金機構に対し、談合情報に接した場合には、適切に公正取引委員会に対して通報し得るよう所要の改善を図ること等の要請を行いました。

詳しくはこちら↓

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220303daiyon.html>

公正取引委員会の動き（報道発表）

（令和4年3月1日～令和4年3月31日）

番号	月 日	発 表 資 料 名	
1	3月1日	高知県所在の発注機関向け入札談合等関与行為防止法等研修会（オンライン方式）の開催について	四国支所
2	3月1日	株式会社イングに対する勧告について	近畿中国四国事務所 下請課
3	3月3日	セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する景品表示法に基づく措置命令について	九州事務所取引課
4	3月3日	日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について	審査局第四審査
5	3月8日	静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	中部事務所
6	3月8日	富山市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	中部事務所
7	3月10日	三重県における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	中部事務所
8	3月16日	第220回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	経済取引局総務課
9	3月16日	Booking.com B.V. から申請があった確約計画の認定等について	審査局第四審査上席 （デジタルプラットフォーム担当者担当）
10	3月24日	株式会社E E 2 1に対する景品表示法に基づく措置命令について	近畿中国四国事務所 取引課
11	3月25日	アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・テイング・グッズ・カンパニーから申請があった確約計画の認定について	審査局第一審査上席 （国際カルテル担当）
12	3月29日	株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について	公正取引委員会
13	3月30日	独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の対象業種の選定について	経済取引局取引部
14	3月30日	「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について	経済取引局 取引部
15	3月30日	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について	審査局第一審査

番号	月 日	発 表 資 料 名	
16	3月31日	「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（案）」に関する意見募集の結果について	経済取引局取引部取引企画課取引調査室
17	3月31日	「適正な電力取引についての指針」の改定について	経済取引局調整課

詳しくは下記リンク先からご覧ください。

リンク先 → 3月 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/index.html>

○ 近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



オンラインにも対応します。

【お問い合わせ先】

総務課 小菅（コスゲ）、奥居（オクイ）
電話：06-6941-2173
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

総務課 石本（イシモト）、松原（マツバラ）
電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課 小菅（コスゲ）、新宮（シンミヤ）
電話：06-6941-2173
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

4 官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（**オンライン開催もご相談ください**）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】

総務課 石本（イシモト）、松原（マツバラ）
電話：06-6941-2174

5 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うものです。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

- 優越的地位の濫用規制・下請法関係
下請課 津田（ツダ）
電話：06-6941-2176

6 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 独占禁止法関係 総務課松原（マツハラ）
電話：06-6941-2174
- 下請法関係 下請課 津田（ツダ）
電話：06-6941-2176

7 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

- 取引課 田邊（タナベ）、前川（マエカワ）
電話：06-6941-2175

○ 公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為を禁止するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための特別措置を定めた法律です。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）

06-6941-2206（消費税転嫁対策調査室）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっきん」

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反被疑事実についての申告	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課
⑬ 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付	消費税転嫁対策調査室

○ 公正取引委員会SNS等

公正取引委員会では、以下のソーシャルメディア（Twitter, Facebook 及び YouTube）による情報発信もしております。

Twitter

アカウント名：公正取引委員会 (@jftc)

Facebook

アカウント名：公正取引委員会 (JapanFTC)

YouTube

アカウント名：公正取引委員会チャンネル (JFTCchannel)

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課 奥居（オクイ）

●電話 06-6941-2173

●メール：kinkisoumu@jftc.go.jp